



復興財源法成立！！

FROM 幸田町大字菱池字昆沙門123-1
税理士法人SIC
税理士 伊藤・西山
㈱SIC 経営サポート
山本社会保険労務士事務所
TEL (0564) 62-6211
<http://www.tcnf.com/sicgroup/pc>

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が、昨年12月2日に公布され、以下の増税が実施されます。

〈復興特別所得税〉

・個人
H25年から25年間、所得税の額の2.1%の復興特別所得税が課されます。

・法人
H25年1月1日から25年間、この期間に生ずる利子・配当等に対する所得税の額の2.1%の復興特別所得税が課されます。

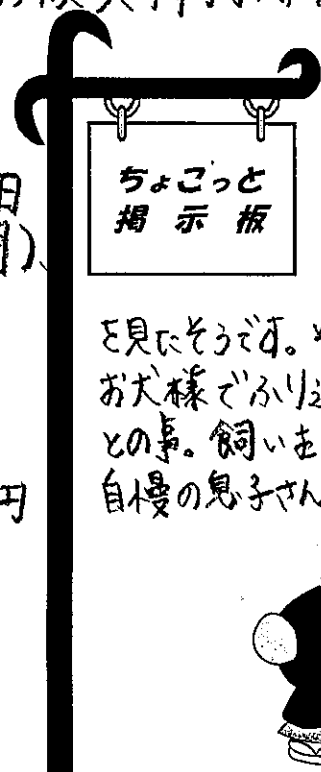
〈復興特別法人税〉

H24年4月1日からH27年3月31日迄の期間内に開始する事業年度(3年間)法人税額の10%の復興特別法人税が課されます。

〈個人住民税〉

H26年から10年間、均等割が1000円引き上げられ、現行の4000円から5000円となります。

西山 八鬼



スタッフが
初詣でに出掛
けの際、紋付
袴姿の大型犬

を見にどうぞ。それは立派なお犬様で、ぜひお犬様で振り返ってみてほしいとの事。飼っている人も自慢の息子さんなんです。

